

まん延防止等重点措置を受けた経済支援策について

(既決予算で対応)

①休業する飲食店等への家賃支援

福岡県から酒類の提供を行わないよう要請されたことに伴い休業する飲食店等を対象に、店舗等の賃料1カ月の最大5分の4、50万円を上限に支援する。

申請開始：令和3年9月上旬頃

支給開始：令和3年9月中旬頃

※令和3年8月分について追加支援

※これまで、緊急事態措置としての休業要請に協力した飲食店等を対象に家賃支援を実施していたが、今回のまん延防止等重点措置においては、酒類の提供を行わないよう要請され、飲食店等に休業要請と同程度の影響が生じることを踏まえ、家賃支援を実施する。

②売上が減少した事業者への支援

飲食店の時短要請や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国・県の支援金等の対象とならない事業者に対し、法人は20万円/月、個人事業者は10万円/月を上限に支援する。

対象事業者：・飲食店と取引がある事業者等、国の支援金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者（50%以上減少した事業者は国が支援）  
・国の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

申請開始：令和3年9月上旬頃

支給開始：令和3年9月中旬頃

※令和3年8月分について追加支援

※ 事業者（市民）向け問い合わせ先は、別途、福岡市ホームページにてお知らせいたします。